

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

平成30年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な意匠審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目①⑪	文書の作成状況、審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
改善提言1	意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して周知を図ることを期待する。
ねらい	意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して制度ユーザーへの周知を図る。
取組の計画	意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して制度ユーザーへの周知を図るため、意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関する周知活動や説明会等を行う。
取組の実績	<p>1. 2019年5月に公布された改正意匠法については、以下のとおり周知活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度説明会（実務者向け）及び特許法等改正説明会（全国9都市、全9回、2019年10月～12月） ・巡回特許庁（全国9都市、全9回、2019年8月～2020年1月） ・団体及び企業向け個別説明 団体9回、企業8社（その他、メディア取材3回、行政機関等2回） ・改正意匠法説明用パンフレットの発行及び配布（日本語版14,000部、英語版1,000部）、特許庁ウェブサイトへの掲載 <p>2. 意匠審査基準改訂については、以下のとおり周知活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月改訂意匠審査基準を特許庁ウェブサイトで公開。（英語概要版は6月に公開。英訳版は12月公開予定。） ・意匠法改正に伴う意匠審査基準の改訂については、2019年7月24日、9月4日、10月23日、11月20日に意匠審査基準WGを開催して審議を行った。 ・審議にあたっては、ユーザー団体との意見交換を行い、ユーザーの問題意識やニーズを聴取した。 ・審議を経た審査基準案について、2019年12月～2020年1月にかけてパブリックコメントを実施し、この結果をふまえたWGを2020年1月22日に開催して審議を行った。 ・改訂意匠審査基準については、2020年1月～3月に全国11か所で説明会を開催し、併せて同説明会と同様の説明コンテンツを特許庁ウェブサイトにおいて公開予定。
結果	取組1～2の実施により、意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して制度ユーザーへの周知を図ることができた。

評価項目④	審査実施体制に関するもの
改善提言2	審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。
ねらい	審査官数を確保し、審査官の育成を充実させることで、安定した審査実施体制を確保する。
取組の計画	<p>1. 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。</p> <p>2. 研修の整備を行い審査官の育成を充実させる。</p>
取組の実績	<p>1. 審査体制の整備・強化を図るべく、今年度2名の新任意匠審査官を採用した。</p> <p>2. 審査官全員の知識（最新の技術やデザイン動向の把握等）及び能力（起案文書作成能力等）の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。また、審査官は学会や展示会等への参加（2019年12月末時点：51件）や、企業との意見交換（2019年12月末時点：13件、年度内1件予定）を行うことで最新の動向を把握するよう努めた。</p>
結果	取組1の実施により、意匠審査を効率的かつ適切に行える審査実施体制を維持できた。また、取組2の実施により、審査官に研修の機会を提供することができた。

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目④	審査実施体制に関するもの
改善提言 3	意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするための資料収集体制の整備、及び収集した資料を適切に検索するためのサーチシステムの改良を期待する。
ねらい	意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件に対して適切なサーチ環境の整備を行う。
取組の計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠法改正を踏まえ、新たな保護対象に関する審査資料の収集、整備を行う。 2. 意匠法改正を踏まえ、新たな保護対象のための分類、及び画像意匠関連分類について検討する。
取組の実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行っている。 建築物、内装意匠については、過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う 他、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、新たに建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行う。 画像意匠については既に2013年度から資料収集を行っているが、今年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始した。 これらの資料は、2020年3月末までにサーチシステムへの蓄積作業を行う予定。（新たに収集した資料についても、現行システムでサーチ実施可能。） 2. 改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、2020年3月末までに公表予定。
結果	取組1～2の実施により、意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件に対して適切な分類付与、サーチ及び審査を実施する環境を整備することができた。

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言 4	国際意匠登録出願に対し、適切なサーチ及び起案を行うための品質監査の拡充、及び研修の整備を充実させることを期待する。
ねらい	国際意匠登録出願に対する審査品質を向上させる。
取組の計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハーグ出願の品質監査について、2019年度より監査件数と品質管理官数を増やして本格実施を開始する。 2. ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を実施する。
取組の実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2017年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019年度より監査件数と品質管理官数を増やして本格実施を開始した。年間の品質監査の件数は2019年度は2020年1月末までに28件を実施、年度内に32件の監査を予定。（2018年度実績：16件） 2. ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2019年度は10月から12月にかけて、5名の審査官が研修を受講。
結果	取組1の実施により、国際意匠登録出願に対し、適切なサーチ及び起案を行うための品質監査の拡充することができた。また、取組2の実施により審査官に対して適切な起案の実施のための研修機会を提供することができた。

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言5	ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションを引き続き充実させる。
取組の計画	1. 面接や電話応対を継続的に実施する。地方の出願人に対する取組の一環として、審査の効率にも留意して、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する取組を継続する。 2. 事業戦略対応まとめ審査を引き続き実施するとともに、PR用の資料を用いて事業戦略対応まとめ審査のより一層の出願人による利用を促す。
取組の実績	1. 2019年度138件の面接審査を実施した（2019年12月末時点。2018年度実績250件）。また、巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト、業界団体との意見交換等において、出張面接やテレビ面接の利用を促し、71件の出張面接審査及びテレビ面接審査を実施した（2019年12月末時点。2018年度実績88件）。また電話応対を1,819件実施した（2019年12月末時点。2018年度実績3,266件）。 2. 2019年度12月末時点で事業戦略対応まとめ審査を7件（前年同期2件）実施した。
結果	取組1～2の実施により、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることができた。

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言6	意匠法改正及び意匠審査基準の改訂に伴い、審査システムツールの改良を行うことを期待する。
ねらい	意匠法改正及び審査基準の改訂後においても、意匠審査の品質を維持・向上させる。
取組の計画	1. 関連意匠制度の拡充や存続期間の変更等に対応した意匠審査システムの改修について、改正法施行日に合わせたシステムリリースを目指す。
取組の実績	1. 改正意匠法施行（2020年4月1日）後も意匠審査を適切に実施できるよう、意匠審査システムの改修を行っている。（基礎意匠の出願日基準日から10年以内の出願であれば関連意匠として登録査定を起案可能とする対応、意匠権の存続期間の延長対応等）
結果	取組1の実施により、改正意匠法施行後も意匠審査を適切に実施し、意匠審査の品質を維持するためのシステム環境を確保することができた。

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言7	目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。
ねらい	品質向上の取組や品質管理体制について、目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づくレビューを実施し、課題を抽出する。
取組の計画	1. 品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューにおいて、各取組のねらい、計画、実績、結果を明確化する見直しを行う。
取組の実績	1. 品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューにおいて、特に今年度新たに実施した取組について、その計画と実績、ねらいと結果を明確化し、課題を抽出した。
結果	取組1の実施により、品質向上の取組や品質管理体制について、目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づくレビューを実施し、課題を抽出することができた。

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目⑦	品質検証のための取組に関するもの
改善提言 8	ユーザー評価について、特許、商標同様に他国の特許庁（審査内容については実体審査国）との比較についての質問を追加することを期待する。
ねらい	意匠審査の質について、他国の特許庁との比較検討を可能とする。
取組の計画	1. ユーザー評価調査の質問票に、他国の特許庁との比較に関する質問を追加する。
取組の実績	1. 実体審査を行っている他国特許庁との比較に関する質問項目（他国特許庁においてJPOよりも適切な引例が提示されるか）を追加した。これにより、米国や韓国において日本国特許庁よりも適切な引例が示される頻度については、『ほとんど提示されない』という回答が最も多いとの分析結果が得られた。 なお、「他国特許庁よりもJPOが優れている点」との質問に関して、「実体審査の実施」の項目を選択した回答結果が圧倒的に多く見られたことから、ユーザーが我が国の意匠審査制度を高く評価していることが示された。
結果	取組1の実施により、他国特許庁との審査の質の比較検討を行うことができた。

評価項目⑧	審査の質の分析・課題抽出に関するもの
改善提言 9	ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。
ねらい	ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進する。
取組の計画	1. ユーザーが求めている意匠審査を適切に把握し、意匠審査の質の維持・向上に効果的に活用するための評価項目を用いたユーザー評価調査を実施する。 2. ユーザーや業界団体との意見交換会を実施し、ユーザーの問題意識やニーズを把握する。 3. デザイン創作の進展やユーザーの意見等を踏まえ、より適切な判断がなされるよう審査基準等の内容を見直す。
取組の実績	1. 意匠審査に関する7つの個別項目による2019年度ユーザー評価調査を実施した。その調査結果から「拒絶理由通知等の記載」、「判断の均質性」、「専門知識レベル」の評価項目を意匠審査の質の維持・向上のための今後の重点項目と定めた。 2. ユーザー企業との意見交換を13件実施（2019年12月末時点、年度内1件予定）、業界団体として分析機器工業会、日本医療機器産業連合会等との意見交換会を4件実施（2019年12月末時点）した。また、意匠審査基準改訂検討のため、別途ユーザー団体との意見交換を行い、ユーザーの問題意識やニーズを聴取した。 3. ユーザーニーズを踏まえて願書、図面の要件を緩和した意匠審査基準を公開した（2019年4月）。ユーザーの問題意識やニーズを踏まえた改正意匠法に対応した意匠審査基準の改訂を進めた。
結果	取組1～3の実施により、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することができた。

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目⑨⑩	評価項目①～⑧の改善状況に関するもの
改善提言10	今後の意匠制度改正に対応した、現行審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取組を実施することを期待する。
ねらい	改正意匠法の施行後も、意匠審査が適切に実施され、その品質を維持・向上する。
取組の計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。 2. 意匠法改正を踏まえ、新たな保護対象に関する審査資料の収集、整備を行う。 3. 意匠法改正を踏まえ、新たな保護対象のための分類、及び画像意匠関連分類について検討する。 4. 関連意匠制度の拡充や存続期間の変更等に対応した意匠審査システムの改修について、改正法施行日に合わせたシステムリリースを目指す。 5. 関係課室と連携しながら、全国で開催される制度改正説明会等に講師を派遣し、意匠制度改正内容を広く周知する。
取組の実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、改善提言2の取組の実績参照。 2. 及び3. については、改善提言3の取組の実績参照。 4. については、改善提言6の取組の実績参照。 5. については、改善提言1の取組の実績参照。
結果	取組1～4の実施により、改正意匠法の施行後も、意匠審査を適切に実施し、その品質を維持・向上するための体制・環境の確保を進めることができた。また、取組5の実施により、既存の制度ユーザーが制度改正後も円滑に意匠出願ができるようにするとともに、潜在的な制度の利用ニーズを有する新規ユーザーへの利用促進を行うことができた。

平成30年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
改善提言11	意匠五庁会合（ID5）などを通じた、品質管理に関する海外特許庁の情報入手、海外特許庁との意見交換、及び日本国特許庁からの情報発信を実施することを期待する。
ねらい	海外特許庁からの情報入手、意見交換及び日本国特許庁からの情報発信を行う。
取組の計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠五庁（ID5）の協力枠組を用いて各庁の取組の情報収集を進めるとともに、我が国特許庁の品質管理の取組について発信する。 2. 外国特許庁との会合等を通じて、意匠実務に関する情報交換を行う。
取組の実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠五庁（ID5）の協力枠組において本年から開始された品質管理に関する協力プロジェクトを通じて、我が国特許庁の品質管理の取組について情報提供を行った。品質管理に関する協力プロジェクトは各庁の品質管理の取組の情報収集を進めており、比較研究が開始された。 2. 外国特許庁との二国間会合（日米、日中、日韓、2019年5月～6月）において、意匠実務に関する情報交換を行った。特に、米国、韓国との間では、ハーグ協定に基づく共通の国際登録意匠を対象に、審査結果の比較を行い、審査実務の相互理解を深める取組を行った。 新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修を実施し、我が国特許庁の意匠審査実務やハーグ協定加入の経験を共有する取組を行った。（意匠実体審査コース研修、ハーグ加盟支援コース研修） 直近の意匠制度改正及び意匠審査基準改訂に基づく審査実務の見直しについて、日中韓デザインフォーラム（2019年5月開催）、日中意匠制度シンポジウム（2019年9月開催）、我が国開催のID5会合のユーザーセッション（2019年12月開催）、及びWIPO会合において、情報発信を行った。
結果	取組1～2の実施により、外国特許庁からの情報入手、意見交換及び日本国特許庁からの情報発信を実施することができた。